

事業譲渡による食品営業許可の地位承継に関する手続きフロー

従来の相続・合併・分割による承継と同様に、事業譲渡による地位承継も可能となりました。
譲受人は、新たに許可を取得することなく、譲渡人の営業許可（有効期間満了まで）を引き継ぎ、引き続き営業を行うことができます。（手数料不要）

事業譲渡による地位承継の手続きの基本的なフローは、以下のとおりです。

手続き書類の詳細等は、管轄保健所へお問い合わせください。

